

令和4年3月4日

施設利用のみなさまへ

倉敷市

市内文化施設の利用制限の解除について

現在、市内文化施設について利用制限の措置を行っていますが、倉敷市が「まん延防止等重点措置区域」から除外されることに伴い、次のとおり利用制限を解除します。

なお、利用の際は、マスクの着用、換気の徹底、人と人との距離を十分にあげるなど、「新しい生活様式」「感染リスクが高まる「5つの場面」」「業種別ガイドライン」に基づいた感染症対策を徹底していただきますようお願いいたします。

記

1 利用制限解除日

令和4年3月7日（月）

2 対象施設

倉敷市民会館、倉敷市芸文館、玉島文化センター、マービーふれあいセンター、文化交流会館（1階練習室及び3階会議室等）

3 その他

- ・利用にあたっては、「施設利用時セルフチェックシート」の提出が必要ですので、各項目を再度御確認いただき、十分に感染症対策を行った上で、御利用ください。
- ・合唱・カラオケ・演劇などの大きな声等を出す活動については、それぞれの活動について示されているガイドラインに沿った感染対策を徹底していただきます。
- ・施設の利用制限（人数上限5,000人もしくは収容率50%以内など）を行う場合があります。
- ・今後の状況に応じて、運用を変更する場合があります。